

で、たいへん失礼ですが、これは重要な問題でありますので、ちよつとお聞きしておきたいと思います。移民政策は我が国的重要政策の一つでございまして、現下国民の間には、移住したいという考え方を持つておる人々も少くないと思います。しかしながら、政府の方針がはつきりしていないのと、広く普及されていない關係上、躊躇逡巡して國民に知悉せしめるようお話を伺いたいと思います。

○中村(幸)政府委員 お答えいたしました。移民の問題につきましては、終戦後非常に國民の間にも移民熱が勃興いたして参りました、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かよう考へておられます。そなほかフランス政府からニユーカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つております。これも約二千名近いものであります。そういうように計画移民も着々許可になり、また渡航しつつあるのであります。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつております。

かようによつたとして、移民がますます盛んになりますことは、まことにけつこう愈ことと考へるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演することは考へられないのです。たして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かよう考へておられます。そなほかフランス政府からニユーカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つております。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつております。

かようによつたとして、移民がますます盛んになりますことは、まことにけつこう愈ことと考へるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演することは考へられないのです。たして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かよう考へておられます。そなほかフランス政府からニユーカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つております。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつております。

かようによつたとして、移民がますます盛んになりますことは、まことにけつこう愈ことと考へるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演することは考へられないのです。たして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かよう考へておられます。そなほかフランス政府からニユーカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つております。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつております。

かようによつたとして、移民がますます盛んになりますことは、まことにけつこう愈ことと考へるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演することは考へられないのです。たして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かよう考へておられます。そなほかフランス政府からニユーカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つております。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつております。

かようによつたとして、移民がますます盛んになりますことは、まことにけつこう愈ことと考へるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演することは考へられないのです。たして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かよう考へておられます。そなほかフランス政府からニユーカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つております。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつております。

かようによつたとして、移民がますます盛んになりますことは、まことにけつこう愈ことと考へるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演することは考へられないのです。たして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきましても、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては一千名程度の移民が渡航いたしております。この呼寄せ移民のかに計画移民すなわち農業計画移民といふようなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出しえる見込みであります。それで来年度ぜひともこれを渡航せしめたいと考えております。なおそのほかに中部の許可もとりつけおります。そのうち約三百七十家族につきましては、まだアマゾン移民につきましては五千家族の許可を得ておるのあります。こ

別表第二 署事務官等俸給表

甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、總理府令で定める。

別表第三 保安官及び警備官俸給表

一級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。
十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等の俸給の号俸は、総理府令で定める。

別表第四 升給期間表

及び乙の区分は、総理府令で定める。

附則別表第一 官房長等の俸給の新旧対照表

号俸	たの施り改 俸日行切正 給にの替前 月お際日 額いま以法 てで後の 受のこ適 期の用に て間法によ い内律よ
一〇九八七六五四三二一	一一〇、六〇〇円
一一一、四〇〇	一二二、七〇〇円
一二二、二〇〇	一三三、七〇〇円
一二三、〇〇〇	一四五、九〇〇円
一二三、八〇〇	一五六、九〇〇円
一二四、八〇〇	一七八、七〇〇円
一二五、八〇〇	一九六、六〇〇円
一二六、八〇〇	二一八、五〇〇円
一二七、八〇〇	二二九、五〇〇円
一二八、〇〇〇	二三一、五〇〇円
一二九、〇〇〇	二四二、五〇〇円
一二四、六〇〇	二五二、五〇〇円
二一〇、九〇〇	二六〇、四〇〇円
二一九、八〇〇	二七一、七〇〇円
二二八、七〇〇	二八二、六〇〇円
二三七、六〇〇	二九三、九〇〇円
二四六、五〇〇	三〇四、九〇〇円
二五五、四〇〇	三一二、四〇〇円
二六四、三〇〇	三四五、九〇〇円
二七三、二〇〇	三六三、〇〇〇円
二八二、一〇〇	三四〇、九〇〇円
二九一、〇〇〇	三九〇、九〇〇円
二九〇、〇〇〇	四〇〇、九〇〇円
二九九、〇〇〇	四一〇、九〇〇円
二九八、〇〇〇	四二〇、九〇〇円
二九七、〇〇〇	四三〇、九〇〇円
二九六、〇〇〇	四四〇、九〇〇円
二九五、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
二九四、〇〇〇	四五九、三〇〇円
二九三、〇〇〇	五二〇、七〇〇円
月新俸給	月新 額俸 給
一〇九八七六五四三二一	一一〇、四〇〇円
一一一、四〇〇	一二二、七〇〇円
一二二、二〇〇	一三三、七〇〇円
一二三、〇〇〇	一四五、九〇〇円
一二三、八〇〇	一五六、九〇〇円
一二四、八〇〇	一七八、七〇〇円
一二五、八〇〇	一九六、六〇〇円
一二六、八〇〇	二一八、五〇〇円
一二七、八〇〇	二二九、五〇〇円
一二八、〇〇〇	二三一、五〇〇円
一二九、〇〇〇	二四二、五〇〇円
一二四、六〇〇	二五二、五〇〇円
二一〇、九〇〇	二六〇、四〇〇円
二一九、八〇〇	二七一、七〇〇円
二二八、七〇〇	二八二、六〇〇円
二三七、六〇〇	二九三、九〇〇円
二四六、五〇〇	三〇四、九〇〇円
二五五、四〇〇	三一二、四〇〇円
二六四、三〇〇	三四五、九〇〇円
二七三、二〇〇	三六三、〇〇〇円
二八二、一〇〇	三四〇、九〇〇円
二九一、〇〇〇	三九〇、九〇〇円
二九〇、〇〇〇	四〇〇、九〇〇円
二九九、〇〇〇	四一〇、九〇〇円
二九八、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
二九七、〇〇〇	四五九、三〇〇円
二九六、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
二九五、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
二九四、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
二九三、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
二九二、〇〇〇	四五〇、九〇〇円
月新俸給	月新 額俸 給

附則別書

附則別表第二 事務官等の俸給の新旧対照表

年	月	日	晴	雨	風	氣溫	風速	露點	濕度	氣壓	風向
2010	12	1	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	2	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	3	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	4	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	5	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	6	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	7	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	8	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	9	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	10	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	11	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	12	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	13	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	14	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	15	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	16	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	17	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	18	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	19	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	20	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	21	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	22	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	23	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	24	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	25	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	26	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	27	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	28	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	29	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	30	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北
2010	12	31	晴	雨	北	10	0	5	80%	1013	東北

○木村国務大臣　たゞいま議題となりました保安庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

ました。
第四に、これらの改正に関連いたしまして、俸給の支給方法、国家公務員の石炭手当、寒冷地手当の支給に関する法律につきまして必要な改正を加えることといたしました。

保安庁法の一部を改正する法律案
保安庁法の一部を改正する法律案
保安庁法（昭和二十七年法律第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定は、」の下に「第二十七条の規定並びに第三十八条の規定中危険及び気象の通報

員が出席をさせていただいておりました。提案理由の説明の一端として、御審議をなさるに煩わすようになりましたかという事情を少しく述べさせていただきまして、成規の提案理由の説明書は、委員長のお許しを得て政府委員の諸君に説明昌に付けていただきまして、説明員の方に朗読をしてもらふことにさせてあります。日本の海岸線を準備いたしますための船六十八隻をアメリカから借りる日米両国間の船舶貸借協定承認の件が外務委員会で月下旬議題となつております。

受ける貸借協定を一日も早く促進したいと考えております外務委員会の委員同僚が、それでは保安院法の一部を改正する法律案をわれ／＼議員から出して、貸借協定の審議を促進しよういやないかということになりました、政府委員に資料を集めてもらい、説明員になつてもらつて、ただいま御審議を煩わしますような法案を提出させていただいた次第でございます。政府が出すべきではないかという御意見もないでございませんでしたが、外務委員会では、私どもが全委員の方に非公式に

提出した次第でござります。

養費の支給を行い、また共済組合がこれらの方に傷病手当金を支給することができるようにならしたのであります。

(警備隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

ます（もし国会においてこの貸借協定を承認いたしませば、借り受けた船は、御存じの通り保安庁法の律するところになります。従つて借りたる船と保安庁法との間には、今申しま

お詫びをいたしましたときには別段の異議にわたるような御発言もなく、きわめて円滑に、外務委員会としてはその中の一部議員たちが名を連ねて促進を早めたいというので皆様の御審議を

ました。なお、この際新たに保査長以下の保安官並びに警査長以下の警備官に対しましても扶養手当、石炭手当、寒冷地手当を支給することにいたしました。

本法案の施行期日等につきましては、それぐ一般職の職員についての場合に準じて規定いたしております。以上本法律案の提案理由並びに要旨を御説明申し上げました。何とぞすみやかに御審議の上御賛成

技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。
第八十九条に次の一項を加える。
長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、保安隊及び警備隊の使用する多動無線局の開設及び

したような関係がありますので、保安庁の方に疑義がありますと、借りて来た船を律する上に支障を来しはせぬかといふことで、貸借協定の審議が田崎を欠くわけなのであります。現に保安庁まで条約に關係ある國内法の適用を

煩わす段階になつた次第であります。先ほども申しましたが、委員長にお願いを申して便宜をおばかりいただきたいのは、私ども提案をいたしましたのは、議員でありますけれども、便宜上政府の人たちをしてこの法案を廃する競

第二回 一般職の職員の給与制度の改正に対応して、保安庁職員についても、これに準じて宿日直手当、期末手当、勤勉手当の制度を設け、また俸給

○船田委員長 これにて提案理由の説明を終りました。質疑は次会に譲ります。

陸の側は、新規開拓局の監査並びに該移動無線局で無線通信に従事する者に関する必要な基準を定めなければならない。

用を除外しておられますので、借りて来た船が律せらるべき法の根拠に不備があるはしないかという疑惑が遺憾ながつた所を貴君に口づけよう。

明員としてひとつおとりなしを願いたく存じます。成規の提案理由説明書は説明員の方から朗説を願います。

○船田委員長 次に昨日日本委員会に付の特別調整額を認めることとしたのでございます。その他昇給期間に応ずる

附 則

の外務委員会で起つたのであります。それで、これに対し政府は、かりにそういう不當の延長、あるいは命令どつて補

○原生説明員　たかいき議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案の是非の理由を申上げます。外務委

昇給間差額、休職者の給与等につきまして所要の改正を加えたことも一般職員の場合と同様でございます。
第三に、保安大學生に対する手当月額二千五百円を三千円に引上げ

託されました保安庁法の一部を改正する法律案栗山長次郎君外十一名提出、衆法第一五号につきまして、栗山長次郎君より提案理由の説明を求めます。

○栗山外務委員長 御審議を煩わします
す保安庁法の一部を改正する法律案の
提案理由を説明いたしますために、提
出者の栗山長次郎並びに谷川昇の両議

う不備の易事がわざに説きをもつて毎
うから、その点は安心してほしいとい
うことと一応終つたのであります
法律の一部改正までしておけばすべて
の疑惑は一掃でき、その方がさらによ
くはないかということで、船舶を借りて

の提案の理由を申し上げます。外務省
委員会における日本国とアメリカ合衆国
との間の船舶貸借協定の締結について
承認を求める件の審議の過程において、
保安庁法第八十七条规定により船舶安
全法の規定を警備隊の使用する船舶に

真法の規定を警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員について、また同法第十九条により電波法の一部を警備隊の使用除外の規定と海上における人命の安全に関する国際条約及び国際電気通信条約の履行との関係について活発な論議が行われてきた。これらの適用除外規定の趣旨は、警備隊所属船舶は国家機関に所属し特別の公共の任務を遂行する船舶であるから一般法たる船舶安全法及び電波法等をそのまま適用することは不適当であり、人命の安全その他必要な事項については行政的措置により遵守せしめるという趣旨であります。ことに人命安全条約において軍艦以外の船舶については原則としてこの条約を十分かつ完全に実施すべきものであり、これがため船舶安全法もできているのであるが、警備隊所属船舶は軍艦として適用除外をするという趣旨ではなく、必要な事項は命令、規則、訓令等により遵守せしめ、条約遵守上遺憾なきを期する趣旨でありました。電波法についても国際電気通信条約及び同附属無線通信規則があり、これらは警備隊の電気通信業務についても遵守すべきものであります。このために必ずしも電波法をそのまま適用する必要はないので警備隊の使用する移動無線局の特殊性にかんがみ一部の規定を適用しないことにしておりますが、これも行政的措置により必要な事項を遵守せしめようという趣旨であります。かかるところ船舶貸借協定の承認の審議の経過から見てこの際警備隊の

○船田委員長　これにて提案理由の説明を終ります。御質疑はございませんが、本件は明確に規定するところであると著者によられるに至つたのでここに保安庁法の関係規定を改正し、明文をもつてこの趣旨を明らかにすることとし、このための法案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに可決されんことをお願いいたします。

に通知を差上げるわけでございますが、通知の済んだものが七十七万五千人分でございます。

○早稻田委員 ただいまの数字を伺いますと、おおむね順調に進んでおるようであります。ところによりますと、まだ全然支給を受けていない村とか町、あるいは字といふふうに、非常に甲乙があるようでございます。そこで遺族はこの金の来るのを待つておる現状であります。隣の村は参つておるが、自分の村には来ないというよろくなことで、相当物議をかもしておりますが、そういう実態を政府は知つてお

約この一月間に數十万の処置をしたとうなわけでありますので、それ以前に比べますると、相当各府県市町村に深知の行つておるものがあえておると田舎であります。最近におきましては、従いまして、あまり遅れておるところはないのじやないかと思いますが、なお一層頑張りたいとして、今月一ぱい中には、今月の中旬ころまでに都道府県から中央に申達になりましたものは、必ずかしいものは別といたしまして、各府県に御通知できるようになるのではなかると考えております。

らうということになつておりますの
で、すでに通知をしております七十七
万五千の分は、年内に金が渡るようだ
なると思います。

○早稻田委員 政府はさきに、八月十
五日までに事務的な調査を完了する、
年内には必ず遭家族の方のお手元に届
くよう手配する、こういうことをど
の委員会であつたか、委員会で聲明し
ておつたようであります。今承ります
ると、その六割がようやく裁定が済ん
だばかりで、まだ年内に金の渡る見通
しも十分でないということは、いかに
も政府が怠慢であると思ひまするが、
これは一體市町村役場が怠慢であつた
のか、あるいは府県庁がそうした遅滞

卷之三

○早稻田委員 次に監禁に関する請託者の方は、國務大臣に対する質疑が残つておりますが、これは時間を改めて行うことといたしまして。引揚援護局長が参りますので、早稲田君の発言を許します。——それでは早稲田君。

○田辺政府委員 事務の取扱びといった
しましては、市町村を通じまして各都
道府県の世話課に申達になりまする
と、受付けた順番に処理しております
す。もつとも受付けました書類の中
で、戸籍関係の書類とかその他の書類
で不備な点がありますと、もう一へん
それを市町村の方にお返しをしまし
て、調査をしていただくようにないたし
ておりますので、そういうものがあり
ました際にはどうしてもあとまわしに
なるのでありますて、もう一へんそれ
が整備されましてからやるわけで、先
に出しましても書類の不備なものにつ
きましては皆手もこよろくしも易いが

万五千柱でござりますか、そのうちで七十七万五千柱が裁定になつておるというのですが、ちょうどこれは大体六割ばかりでございますが、この分は年内に遺家族に金が渡ることのござりますか。

○田辺政府委員 柱数の中で、年金をもらふ者と弔慰金をもらふ者と、弔慰金と年金と両方をもらふ者がございまして、年金につきましては、私の方から郵政省の方に通知を出しまして、本人にはそれゞへ証書が渡るわけでござりますが、証書が渡りますれば、すぐ郵便局へ行つて、金が渡るわけでござい

○田辺政府委員 実を申しますと、戦没者の数が、権利のある者もない者もありましようが、約三百万人近くあるよう考えられる。これはざつとした調査であります。しかもこの援護法によりまする権利でございますので、相当慎重に調査点検も行なわなければならぬのでござります。従つてそれに伴いまする書類等もいろいろあるのでござります。趣旨の普及徹底をいたい。

○田辺政府委員　援護法によりますと、遺族年金及び弔慰金の事務の裁定の状況を申し上げます。

ござります。各府県から申達になりましたものは、それなく中央におきまして、府県別に担任をきめておりまして、各県別に処理するわけでございます。実は先月の十日ころから援護厅内部の態勢を全面的に切りかえまして、非常措置を講じまして、残業なり、日曜、土曜も勤務をいたしまして、仕事を進めておる関係から、先月の中旬あたり

ます、平賀金の方は国債でございますので、現物は大蔵省を通じまして、大蔵省が国債の発行をするわけでございますが、大蔵省が日本銀行を通じまして、それ／＼の支店・代理店を通じまして、本人に国債を渡すようになるわけでございます。国債の方はこういつつた関係で若干手間がとれます、年金の方は本人の手に証書が渡りますれば、すぐ郵便局で一年分をまとめて申

たしましても、各人から書類が出て来るという場合には、各人がなか／＼自分で書けないという方もありますので、市町村がかわって書く。またそれには併いて、戸籍の書類など整備しなければならぬという関係で、市町村の窓口に相当事務が殺到したのでござります。しかし市町村の方では相当馬力をかけて、府県の方に十月ころまでは相当多数出ております。しかし

何分にも世話課の職員は定員があふまませんので、大体臨時職員を雇います。それで、これによつて仕事をするという関係上、なか／＼能率が上らない。しかしも中央に参りますても、中央でもこの仕事をするために別に定員があふまなかつたので、全部臨時職員でやつております。指導の職員が臨時職員を訓練いたしまして、そうして複雑な戸籍關係の仕事、法律關係の仕事をやるわけでござりますので、訓練が済んで能率が上るまでには相当手間がかかるわけでございます。急ぎました結果、あとで間違いが起りますと、どうしても取消しなり訂正をしなければならぬ。そうちも遺族に御迷惑をかけますので、的確にしかも迅速にということでやつて参りました関係上、能率を一定限度まで上げるために相当手間がとれたような状況でござります。最近ようやく習熟いたしましたので、残業等もいたしまして、間違いがだん／＼少くなつて來たので、間違いがだん／＼少くなつて來たときに相手間がとれたような状況でござります。最近ようやく熟练いたしましたので、軌道に乗つたといふ状況でござりますので、今後はあまり滞留せずに済むよう見通しがついておる次第でござります。

う、こういう気持によつて支給される
ことになつたこの援護金であり、一時
金であるはずであります。ようやく最
近に至つて軌道に乗つたというがど
きことは、これは言語道断であつて、
法の趣旨を踏みにじつているものだと
私は思う。八月十五日までにはすでに
整備できおるはすであります。私の
聞いておる範囲内においては、市町村
役場のごときは、政府から何らの指示
をしない。新聞では、そういう施策を
国会で講ぜられたといふことを知つた
けれども、何ら指示がない。従つて手
の打ちようがない、こう言うて、手を
こまねいておつた町村が多かつたはず
であります。今日もお民生委員の方
の声等を聞きますれば、もつと早くや
つてくれてもいいのに、今ごろになつ
てやかましく言うといふのは、一体政
府は何をしておるかという、政府に對
する怨嗟の声すら、各地に起つておる
現状であります。幸いにようやく手配
せられて、支給手続等万全を期してお
ると言われるから、私はそれを了とい
たしますが、しかし少くとも年内には
給付してあげなければ、立法の趣旨は
なくなつてしまふわけです。當時これ
はお腰明料であり、腰金であり、心ば
かりであるけれども、お慰めのしるし
であると、大臣も幾度も国民に舊つて
おる、この腰金であるわけでありま
す。私は願わくは、一日も早くお手渡
しのできるようにしていただきたいと
思ひます。もうすでに年末も迫つた今
日、あれこれ言つてもやむを得ないか
もしれませんが、県あるいは市町村に
連絡にひとつ通達を出されまして、万
全を期せられるようにお願いをいたし

それからもう一つ聞いておきたいことは、そうして支給せられた年金・国債、これをただちに金にかえたいという遺家族の方が過半数であると思いますが。ある市のごときは、約三百人の方々が全部これをまとめて金にかえてもらいたいということである市の援護課へ申し込まれた。ところがその市では、そういう方途は政府からも指示がないし、方法もないというので、にべなくこれを断つて、遺家族を憤慨激しませんといふ現実の町村もあります。そういうような場合はいかなる方途をとるか、この点についても伺つておきたい。

○早稻田委員 今の換金方法でござりますが、これなどもすでに新聞等では、政府は換金についての措置も万全を期しておると報道せられた新聞等であります。今聞くと、ようやく大蔵当局と折衝しておるというふうにして相沿まぬことだと私は思います。すみやかにこれが換金措置のできるとうに手配をしてもらいたいと思いまます。

それからもう一つハツカで聞いておきたいことは、先ほどの県なりあるいは町村に対する本省の指示であります。今まで一体どんな指示と通達がなされ行つておるか、これも一応伺つておきたいです。

○田辺政府委員 この授證法は、国会を通過しましたのが今年の四月二十九日でございます。これは国会でも非難にもめまして、参議院におきまして大きく修正されたような状況であります。従いましてこれに伴ういろいろの法令等も、施行細則等もその都度かわつて参りました。五月十二日に各都道府県の責任者を集めまして、詳細な会議をいたしました。それから五月二十九日から三日までかかりまして、各ブロック会議をいたしました。それから五月二十九日まで開きました。各市町村に対する本省の指示、通達の徹底いたしましたの

申達があつたところもございます。しかし多數出て参りましたのは九月以降でございまして、九月、十月、十一月と、こういうふうにだん／＼と申達の数がふえて来たような状況でござります。

○早稻田委員 今の説明で政府が逐次方途をとつておられるることはわかりますが、しかし八月中旬にすでに書類の出かかつておるもの、今日十二月になつてもまだ六割にも達しないというようなことでは、どう考へても怠慢といわざるを得ぬのであります。さらにひとつ、日もありませんけれども、裁定せられた分なりとも、ただちに本人に渡るようすに格段の配慮をせられるようを要求をいたします。

なお所によりますると戸籍の關係あるいは家庭の異動等の関係で、先ほどの御説にもありましたか、何人にその権利があるかなか／＼わからないような分が多いと聞いておりますが、こういふものに対しても家庭裁判へかけるとかまたは世話課で指示するとか、いろいろ方法はありますようが、現在どんな方法をとつておられますか、あわせて伺つておきます。

○田辺政府委員 この法律による年金、弔慰金の権利者がだれであるかわからないために、金の支給ができないというようなことは大体においてないと考えております。戸籍謄本によつておおむね確定いたしますし、さらに生計状態等を要件としておるものにつき

ましては市町村の説明をうつてやつてありますので、身分關係がはつきりしないために権利者が確定しないといふようなものはないようと考えております。

○早稻田委員 私は各地をまわりまして、随所でこの問題について悲痛な声を聞きますので、義憤を感じて政府を鞭撻したわけありますが、今御説明で御苦心のほども了察はできます。飢えに泣き、非常に苦しい立場に立つていらっしゃる方が多い現段階でございますので、どうか一段と留意せられまして、すみやかに支給のできるようになります。そしてこの法の趣旨が徹底するようには、格段の御配慮あらんことを重ねうに、要望いたしまして、私の質問を打切ります。

○大矢委員 この機会にちよとお尋ねしておきたい。私のところにこういいう手紙が来ている。それは昭和十五年の十一月二十七日に戦死をしたという公報が二十二年の十一月二日に来た。そこで、これは一時金を渡したから、今度の弔慰金その他一時金の資格がない。どういうわけでそういうことになつたかといふと、その当時一時金を渡してあるから、これは再度渡すわけには行かないということなんです。ところがもつたといふわけでもそういうことになつたる、もつておらぬでもめているのである。七年後にこういう公報が来た。しかしも二十二年十二月ですから、終戦後二年余りたつたときに公報が来て、これが一時金をもつておるから、今度の適用を受けぬといふ。こういふ人が私は相違あるのではないかと思う。こういう場合、はたして資格がないの

か。それからもし受取つたというなら、必ず受取りがあると思うから、それを示せばわかると言うと、遺族に一時金を渡してあるから、その資格がなくなつたのだという。それで、もづ

○田辺政府委員 大東亜戦争以前に戰死した方々に対しまして、終戦後において死亡公報が出されるという例があるわけでございます。そういう方はは、今でも一時金と申しまして、弔慰金五万円ほどではございませんが、若干の一時金は差上げるのでございますが、とうてい五万円という方と数える金額ではないのでございます。ただ過去においてもらつたかもらわぬかといふことは、必ずしも法律上の要件ではございませんで、法律では第三十四条に昭和十六年十二月八日以降において戦死した方に弔慰金を差上げるというふうに書いてあるのでございます。従いまして十六年十二月八日以前の死者に対しましては、弔慰金は今日の法律の規定によりますと支給されないとになつておるわけでございます。

○大矢委員 七年もたつてから公報が来るということは、実際ありますか、こういう数が相当残つておりますか。

○田辺政府委員 数はそらくそんなのでござりますが、状況不明になつておりますで、その後個人々々について、その後の状況を調べて参りますと、あとで資料がわかりまして、どこどこで死んだということが確認される場合があるわけでございます。それで今お話しになりましたような例が若干あるのでございまして、こういう方にはまことにお氣の毒でございますが、現在のところ弔慰金の五万円は法律の規定では出ないことになつております。

ただこの法律の弔慰金を差上げるという場合に、十二月八日と限りましたのは、いろいろの事情がありますが、い

いろいろな過程を経まして、十二月八日以降の方々に弔慰金を差上げるといふことになつたのであります。当初予算がきまり、その予算の範囲内で公債と年金をあんばいするという立場に追いついて

○田辺政府委員 戦犯者として逮捕されました後は死刑に処された、ないしは服役中に死亡せられました方々等は、援護法の取扱いにおきましては、遺憾ながら対象とはなつておらないのでございます。と申しますのは、援護法は、軍人軍属が在職期間内に公務のために死亡するということが要件でございます。戦犯者が戦犯容疑者として逮捕されると、從来判決になつたときをもちまして復員の手続をとつておるわけでござります。従いまして復員後は在職期間と考えられませんので、在職期間として取扱つております。そういう方には、軍人が在職期間後ににおいて死亡された、あるいは服役中死亡されたという関係になりますので、援護法の現在の規定におきましては対象にならないのでござります。援護法は御承知の通り軍人恩給の復活するまでの暫定的な措置という色彩を多分に持つておるわけでありますので、すべて恩給法の規定をそのまま受けております。復員ということは、要するに昔の言葉で申しますれば、退職ないしは召集解除ということでありますので、召集解除になつたあととの取扱いについての法律の解釈いたしましては考えておる次第でございます。

○田辺政府委員 戦没者遺族等援護法の上におきましては、戦犯として判決を受けた後におきまして死亡された方は、援護法におきましては対象として取上げておらないということを御了承願います。

○吉田(督)委員 その援護法以外の方法によりまして、相当保護する必要があるものと思われます。やはり無実の罪もあるうし、またわれ／＼の法律意識から考えましても、裁判前に死んだような人は、やはり戦争に服役しておった間の死没者として、広く公平にその遺族に保護を加えるということが必要であろうと思うのですが、何らの措置もないわけなんですか。あるいは考慮されただれども、何かの事情で実現しなかつたでしようか。その辺いかがですか。

○田辺政府委員 私が申し上げましたのは、戦争裁判の判決の済んだ方につきましては、さような取扱いになつておることを申し上げたのです。判決確定前に未済中に死亡された方々は、復員の手続をまだとつております関係上、未復員になつておる方々が相当あろうと思いますが、こういう方々につきましては、その死亡が公務ないし公務と同様の事情であるということが決定されますれば、援護法の適用があるわけであります。この援護法では、恩給と同じよう、第四条によつて、軍人たる特別の事情に関連して不慮の災難により負傷し、または疾病にかかり、なつておるわけであります。しかもその場合は復員の手続きをとつておらな

い。つまり未決でござりますので、判決が確定しない。判決が確定しなければ復員の手続はとつておらないと考えられます。従いまして、同じ戦犯で逮捕された方々につきましても、未決中に死んだ方と判決があつた後の取扱いとでは、法律の解釈上取扱いが違つて来るのではないかと思つております。

○吉田(賢)委員 そうしますと、判決の確定以前に、逮捕後自決等で死亡した方は未復員者として保護をしておる、こういうふうにお聞きしてよろしいですか。

○田辺政府委員 死亡した方でござりますから、現在は未復員者でございませんが、死亡した当時は未復員者ないしは軍人、軍属であつたわけであります。ただその場合に、自決その他未決中における死亡が公務と考えられるかどうかという点につきましては、先ほど読み上げました第四条で、公務と同視すべきものと援護審査会において決議がありますれば、この援護法の適用はないと思います。そこで援護審査会におきまして、そういう措置がすみやかに完結せねばならないと思うのです。判決によつて死亡した以外の逮捕後なくなつた人は、援護審査会にかけられて、公務の死なりやいなやの確定は、もう一切済んでおるのでですか、まですか。その大兄を伺つたい。

○田辺政府委員 それはまだその手續をとつておりません。

○吉田(質)委員 それはどういう理由ですか。

○田辺政府委員 これは援護審査会に各人から請求が戸籍謄本その他の書類がついて出て参ります。その請求にましまして援護審査会に付議いたしまして、審査会の議決を得るという関係になりますので、そういうた事例が今後出て参りますれば、審査会にかけて、審査会の意見を聞くことにならうと思います。

○吉田(質)委員 各人といいますと、遺族が申請して初めて援護審査会が活動する、こういう順序だと御説明にならうのですか。

○田辺政府委員 目下のところそういうふうに考えております。

○吉田(質)委員 それは別に新しい法律とかなんとかの立法措置等の手続を用いざとも、やはり援護審査会において適当に行政の運用上進んで措置をして、埋もれたそういう遺族のために保護の手を差し延べるというふうに仕向けることが適當ではないかと思うのですが、それはできないのですか。したらどうなのでしようか、いかがですか。

○田辺政府委員 この点なお考慮してみたいと思います。これは一つでも例がござりますれば、すぐ他に及ぼし得ると思いますし、また個々のケースによつていろいろ事情は違つておりますが、場合によりましては、一つだけいいといつて他が全部いいということになるかどうか議論がござりますので、おもなケースをとりまして至急に研究を進めたいと思います。

慮を願いたいと思います。なお最近は、戦犯者、その遺族等のために世話を会というものが各地にできておりましたが、それらとも適当に御連絡の上互通すべきにそいう埋もれた人の多くなるようになされんことを希望しておきたいと思います。

それからもう一点、現在の巢鴨に左所しておる人々の問題ですが、この中にはやはり傷病者もありますし、いつまで生きられるかわからぬような老耄した人もたくさんおりますが、こういった人につきまして、法律二百五号ですか、あの法律の附則によつて特例法の八条は生きておるはずであります。が、何か行政措置としまして、恩給等に均霑させるとよりな措置とする方法はないでございましょうか。

○田辺政府委員 恩給局の方からお答えするのですが、老齢軍人に対する普通恩給は今日停止されています。従いまして、今日のところ私どもの方の特別未帰還者給与法という法律を準用いたしまして、その留守家族には未復員者ないしは一般の未帰還者の留守家族と同じような待遇をいたすように考えております。

○吉田(賢)委員 年末の元軍人等の老人に対する給与金ですが、多分補正予算で一億八千万円か組んであつたと思います。これにつきまして援護課から各市町村長あてで給与についての申出書を出すようにといふ通知があつたとあります。これにつきまして援護課から、どうに記憶しておりますが、これらにつきましては、やはり適用しないといふことにしたのでしょうか。あるいはその年末給与——二千円のはした金

なつたのでしようか。その点いかがですか。

○田辺政府委員 年末の二千円は今まで急に年末に際して支給しようという趣旨であります。実は予算もまだ確定しないわけですが、申込書だけはとつております。いろいろこの支給対象につきまして研究をいたしたのであります。戦犯の方々に対しましては、いろいろの点を考慮いたしまして、この支給の対象からは除外したようなわけでございまして、これは軍人恩給が復活いたしました際に普通支給を受ける権利の裁定された方と一緒に限定した関係上、現在普通恩給の対象から除外されている方々には御遠慮していただこうということから、こういうような方々を支給の対象からはずしたようなわけでございます。

○吉田(賢)委員 これは法律に基く恩給法の一適用としてではない措置とわれわれ了解しますので、そういうような場合にはできるだけ広くそういう人たちにも帰属するというふうに御処置されることは、やはり今の国民感情から申しましても、また巣鴨在住の傷病老元軍人の表情にかんがみましても、あるいはまた衆議院におきまして、過日戦争犯罪受刑者の全面的釈放についての満場一致の決議が通過しておる実情にかんがみましても、あるいはまたわれわれが実際に見ますと、選挙権も持つておりますし、また外へ出る人には公務についての就職権もあります。ありますから、そういう各般の点から見まして、この際適当でないかと思ひますので、これは希望を兼ねまして、ひとつさらに善處されることを要

望したいのです。これは法律によつてどうしてもいかぬという面は、法律のわくをはずして行く以外に道がないのですが、年末を越すも代をわざかなくらやろうという大きな気持ちであります。しかも数はわずかで、巣鴨に

在所しておる人なんかおそらく二十人もないだろうと思います。これだけ除外するということは、実情から見ると少し酷だと思いますので、もし今後予算が通過して実際に適用されるときには、特に御配慮願つたらいかがかりうのです。なおその点につきまして御説明願うことがあれば伺つておきたいと思います。

○田辺政府委員 実は先般恩給法特例審議会におきまして、軍人恩給復活に関する基本方針について政府に対し建議があつたのでございますが、それに戰犯者に対する取扱いとしましては、適当な時期において恩給を支給することを考慮するというふうに答申があつたのであります。従つて来年軍人恩給の復活の法律が制定されましても、普通恩給がただちに戰犯者に対して支給されるかどうかはまだはつきりいたしません。關係上、今それがストップになつておるからまことにお氣の毒であるという趣旨で出るも代でございますので、それに累を及ぼさないことを必要ではないかと考えますので、特に手續を慎重にいたしまして、戦犯者はこれを除外したような次第でございます。こういいきさつで除外したような次第でござります。

○吉田(賢)委員 よろしくございます。

せんか。——なければ、本日はこの程度にいたし、次会は明十七日午前十時より理事会、十時半より委員会を開きたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

〔参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年十一月二十日印刷

昭和二十七年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局